

What's 裁判員？

選任手続と役割について

ある日、あなたに裁判所から書面が届きました。それには、「あなたは、この度、裁判員候補者に選定されました。」と書かれています。「えっ裁判員？前に新聞に出ていたやつか。法律なんて難しそうだし、いやだな。」

そんなふうに思わないでください。この制度は、法律の専門家ではないあなたの感覚を裁判の内容に反映させ、裁判に対する国民の理解や信頼を深めるというとても重要な意義があるものです。あなた自身にとっても必ず得がたい体験となるはずです。

それでは、裁判員はどうやって選ばれるのか、実際に裁判員に選任されるとどのようなことを行うことになるのかなどについて、順を追ってご紹介します。



1. 裁判員が選ばれるまで

裁判員候補者名簿

年に1度、衆議院議員の選挙人名簿の中から、くじにより、裁判員の候補者が選ばれ、裁判員候補者名簿に登載されます。この名簿に登載された人には、裁判所から通知があります。

この通知は、裁判員に選ばれるかもしれないというお知らせですので、この時点で裁判所に来ていただく必要はありません。



裁判所での選任手続

裁判の日程が決まると、その事件の裁判員の候補者が、裁判員候補者名簿の中から2回目のくじによって選ばれます。そして、呼出状という書面が送られてきて、指定された日(裁判員等選任手続期日)に裁判所に来ていただくことになります。

当日は、裁判長から、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な判断をするおそれがないかどうか、辞退の希望がある場合はその理由などについて質問されます。検察官や弁護士は、その質問の結果などをもとに裁判員候補者から除外されるべき人を指名することができるになっています。除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。



2. 公判審理

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷(公判といいます。)に立ち会います。裁判員は、判決まで関与することになりますが、裁判員の方に過重な負担とならないよう工夫して審理が行われます。

公判は、できる限り連続して開かれます。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。あなたから、証人等に質問することもできます。

3. 評議・評決

審理が終了したら、被告人が有罪か無罪か、有罪としたらどんな刑に処すべきかを、裁判官と一緒に議論(評議)し、決定(評決)することになります。

評決は、多数決により行われます。ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要とされています。

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかといったあなたの意見は、裁判官と同じ重みを持つことになります。

4. 判決宣告・裁判員の任務終了

判決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

あなたの裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

裁判員の参加する刑事裁判の流れ

